

委員会提出第 1 号議案

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年6月21日

提出者 議会運営委員会委員長 遠田 宗雄

(説明)

欠席の届出の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市議会会議規則の一部を改正する規則

府中市議会会議規則（昭和31年9月議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出席簿に署名又はなつ印」を「その旨を議長に通告」に改める。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第59条の2第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第82条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に、「記名・押印」を「記名押印を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第92条の次に次の3条を加える。

（資格決定の要求）

第91条の2 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第91条の3 前条の要求については、議会は、第35条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第91条の4 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。